

# 社会福祉法人防府市社会福祉協議会補助金交付要綱

平成31年4月1日制定

## (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和40年条例第8号）に基づき、社会福祉法人防府市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が行う社会福祉事業に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定め、もって地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

## (補助対象)

第2条 補助金は、市社協が行う社会福祉事業に要する経費（以下「対象経費」という。）のうち、別表に定める経費について予算の範囲内で交付するものとする。

## (補助金の交付申請)

第3条 市社協は、補助金の交付を受けようとするときは、防府市社会福祉協議会補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

## (補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、防府市社会福祉協議会補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができるものとする。

## (変更等に係る承認の申請)

第5条 市社協は、当該補助に係る事業（以下「補助事業」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ防府市社会福祉協議会補助金変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 補助金の額の変更を伴う補助事業の変更

(2) 人件費（時間外を除く）又は事業費等の10分の2以上に及ぶ変更

2 市長は、前項に規定する申請を承認したときは、防府市社会福祉協議会補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により、通知するものとする。

## (補助金の請求)

第6条 市社協は、補助金を受けようとするときは、補助金交付請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、概算払いの方法により市社協に補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第7条 市社協は、年度終了後遅滞なく防府市社会福祉協議会補助金実績報告書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防府市社会福祉協議会補助金確定通知書(第6号様式)により、通知するものとする。

(補助金の精算)

第9条 市社協は、前条の規定により通知された確定額を超える額の補助金を既に交付されているときは、その超える部分の額の補助金を市長に返還しなければならない。

(交付決定の取消等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条及び第5条第2項の補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱又は要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 市長は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(書類の保管)

第11条 市社協は、補助事業に係る帳簿その他証拠書類を整理し、補助事業完

了の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象経費	補助金額
人件費	予算で定める額 （他の補助金等に係るものを除く）
事務費	予算で定める額 （他の補助金等に係るものを除く）
事業費 （地域福祉活動推進事業・災害ボランティアセンター関係事業・CSW地域支援事業・総合社会福祉大会）	予算で定める額 （他の補助金等に係るものを除く）

第1号様式（第3条関係）

防府市社会福祉協議会補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

社会福祉法人 防府市社会福祉協議会  
会 長

防府市社会福祉協議会補助金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請額 円
  
- 2 添付資料
  - （1）理由書
  - （2）助成を受ける事業その他の計画書
  - （3）収支予算書
  - （4）別に国又は他の公共団体から助成を受け又は受けようとする場合には、その助成の程度を記載した書類
  - （5）前年度収支決算書
  - （6）その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第4条関係）

指令 第 号  
年 月 日

様

防府市長



防府市社会福祉協議会補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました防府市社会福祉協議会補助金について、下記のとおり交付決定をしましたので、防府市社会福祉協議会補助金交付要綱第4条第1項の規定により通知します。

なお、事業完了後、速やかに実績報告書を提出してください。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 条件等

第3号様式（第5条関係）

防府市社会福祉協議会補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

社会福祉法人 防府市社会福祉協議会  
会 長

年 月 日付け指令 第 号により補助金の交付決定の通知があつた防府市社会福祉協議会補助事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので、承認されるよう、防府市社会福祉協議会補助金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

記

- 1 事業内容
- 2 事業計画の変更の理由
- 3 添付書類
  - （1）事業計画書
  - （2）収支予算書
  - （3）その他市長が必要と認める書類

第4号様式（第5条関係）

指令 第 号  
年 月 日

様

防府市長



防府市社会福祉協議会補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました防府市社会福祉協議会補助金について、下記のとおり変更交付決定をいたしましたので、防府市社会福祉協議会補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

なお、事業完了後、速やかに実績報告書を提出してください。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 条件等



第5号様式（第7条関係）

防府市社会福祉協議会補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）防府市長

社会福祉法人 防府市社会福祉協議会  
会 長

年 月 日付け指令 第 号により補助金の交付決定通知があった防府市社会福祉協議会補助事業が完了しましたので、防府市社会福祉協議会補助金交付要綱第7条の規定により、下記の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金精算資料
- 2 事業実績書
- 3 収支決算書
- 4 その他市長が必要と認める書類

第6号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

（宛先） 様

防府市長



防府市社会福祉協議会補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のありました防府市社会福祉協議会補助金について、防府市社会福祉協議会補助金交付要綱第8条の規定により、補助額を確定したので通知します。

記

1 補助金交付確定額 金 円